

都市政策の推進

1 都市計画区域マスタープランについて

(1) 現状

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、県内21都市計画区域の都市計画の目標や方針を示す都市計画区域マスタープランの改定を進めています。

(2) 取組方針

令和2年を目途に、以下の観点を重視し、市町とともに地域特性に応じた都市計画区域マスタープランを策定します。

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成
- ②大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
- ③地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

(3) 令和元年度の主な取組

「圏域マスタープラン」(平成29年度策定)により示した広域圏における都市計画の目標等を踏まえ、21都市計画区域ごとに、土地利用や都市施設整備に関する都市計画の決定の方針を引き続き検討します。このうち、市街化区域と市街化調整区域を定めていない3圏域(伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域)内の10都市計画区域について、「区域マスタープラン」の都市計画決定に向けた手続きを進めます。

2 都市基盤の整備等について

(1) 現状

・街路について

安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。

・都市公園について

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

(2) 取組方針

・街路について

鉄道との立体交差、緊急輸送道路の無電柱化、通学路の安全確保など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、利用促進を図ります。

(3) 令和元年度の主な取組

・街路について

○鉄道との立体交差に係る事業

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（四日市市）【本年度完成予定】

松阪公園大口線街路事業（松阪市）【本年度完成予定】

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

松阪公園大口線街路事業（松阪市）【再掲：本年度完成予定】

外宮度会橋線（第2工区）街路事業（伊勢市）

外宮常磐線街路事業（伊勢市）

尾鷲港新田線街路事業（尾鷲市）

○通学路の安全確保に係る事業

桑部播磨線街路事業（桑名市）

野町国府線街路事業（鈴鹿市）

野町西条線街路事業（鈴鹿市）【本年度完成予定】

服部橋新都市線街路事業（伊賀市）

・都市公園について

指定管理者と連携し安全管理を徹底するとともに、新たなイベント開催等により利用促進を図ります。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等老朽化する公園施設の更新・修繕を実施します。

3 景観づくりについて

(1) 現状

三重県景観計画に従い、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

(2) 取組方針

地域が主体となる景観づくりに向け、県民や市町への必要な情報提供等を行うとともに、景観法等に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・誘導を行います。

(3) 令和元年度の主な取組

地域の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、市町の景観行政団体への移行に係る支援を継続します。

景観法に基づく建築物等の規制・誘導及び三重県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正・指導を継続します。

三重県屋外広告物条例の改正（平成30年3月）に伴い、平成30年10月から屋外広告物の点検義務の対象を拡大したため、その遵守に向けた啓発活動を行います。

街路事業等都市基盤の整備

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（四日市市）
L=680m（平成28年5月8日高架切替完了）



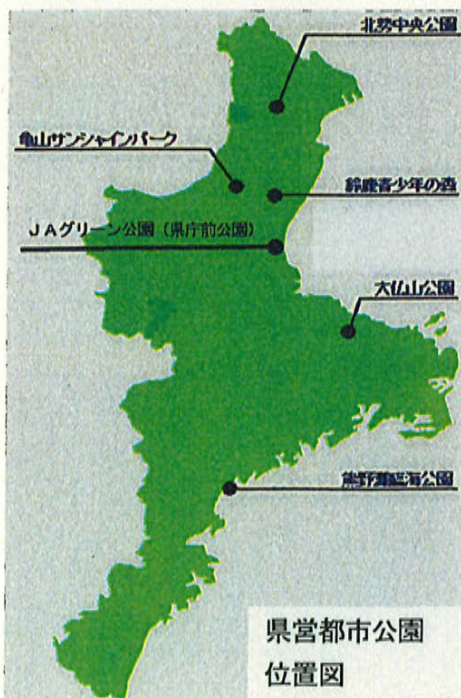
服部橋新都市線街路事業（伊賀市）
〔通学路の安全確保に係る事業〕 L=620m



外宮度会橋線（第2工区）街路事業（伊勢市）
〔緊急輸送道路の無電柱化に係る事業〕 L=670m



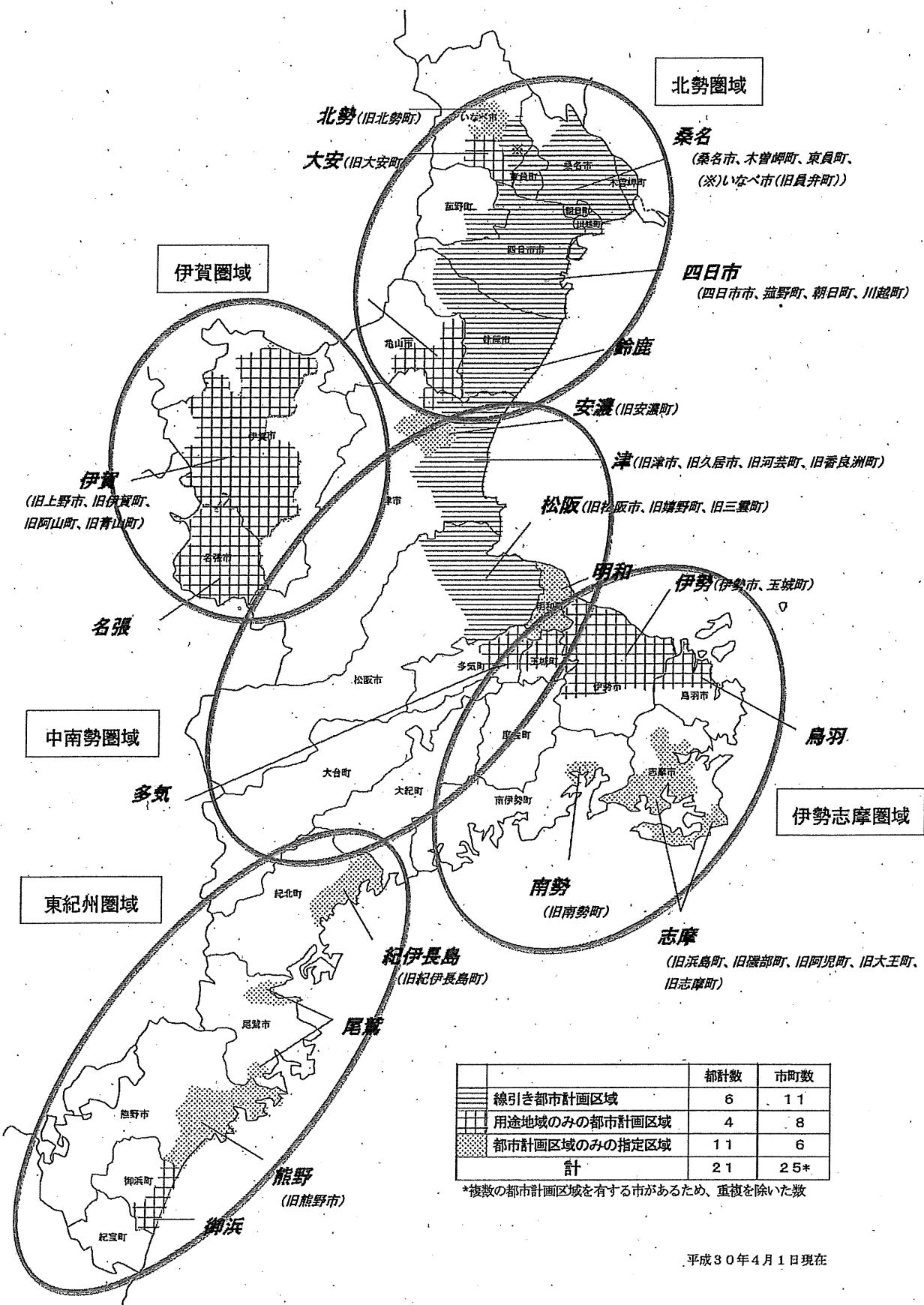
都市公園の整備・管理



北勢中央公園（四日市市・いなべ市・菰野町）



都市計画区域図



	都計数	市町数
線引き都市計画区域	6	11
用途地域のみ都市計画区域	4	8
都市計画区域のみの指定区域	11	6
計	21	25*

*複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数

平成30年4月1日現在

下水道の整備

1 現状

(1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています（【表－1】）。

県は、3流域6処理区において「流域下水道」の整備を進めており（【表－2】）、市町は「公共下水道」として、流域下水道に接続する流域関連公共下水道（15市町）と、市町が独自で汚水を処理する単独公共下水道（11市町）の整備を進めています。

流域下水道では、南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設や宮川流域下水道の幹線管渠の延伸に取り組んでいます。引き続き、市町と連携を図り、下水道の未普及地域の解消を進めています。

【表－1】生活排水処理施設の種類の普及率

生活排水処理施設の種類の種類	普及率 H29末(%)	整備完了時(%)
下水道	53.6	81.6
農業集落排水施設等	5.1	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽等	24.2	10.2
合計	84.4	100.0

【表－2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

(2) 平成27年1月27日に総務大臣から全国の都道府県知事及び指定都市市長あて、下水道事業に公営企業会計を適用するよう通知がありました。

これを受け、三重県では、流域下水道事業の経営や資産の状況を正確に把握し財政マネジメントの向上を図ることを目的として、令和2年度から公営企業会計を適用するための事務を進めています。

(3) 公営企業会計の適用に合わせ、三重県の流域下水道事業が将来にわたり、安定的にサービスを提供していくため、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」の策定に取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道の普及率向上のため、浄化センターの整備と幹線管渠の延伸を進めます。また、地震、津波対策にも取り組めます。

(2) 令和2年4月からの公営企業会計適用に向けた事務を、引き続き関係各課及び流域下水道事務所とともに進めます。

(3) 経営の基本計画である「経営戦略」を、公営企業会計の適用と合わせて策定します。

3 令和元年度の主な取組

(1) 各処理区での主な取組

- ・ 南部浄化センター第2期整備事業の処理施設の建設を実施
- ・ 宮川流域下水道（宮川処理区）の伊勢市、明和町地内で幹線管渠の延伸
- ・ 宮川浄化センターの津波対策工の設計を実施
- ・ 志登茂川浄化センター、雲出川左岸浄化センター、松阪浄化センターの津波対策検討を実施

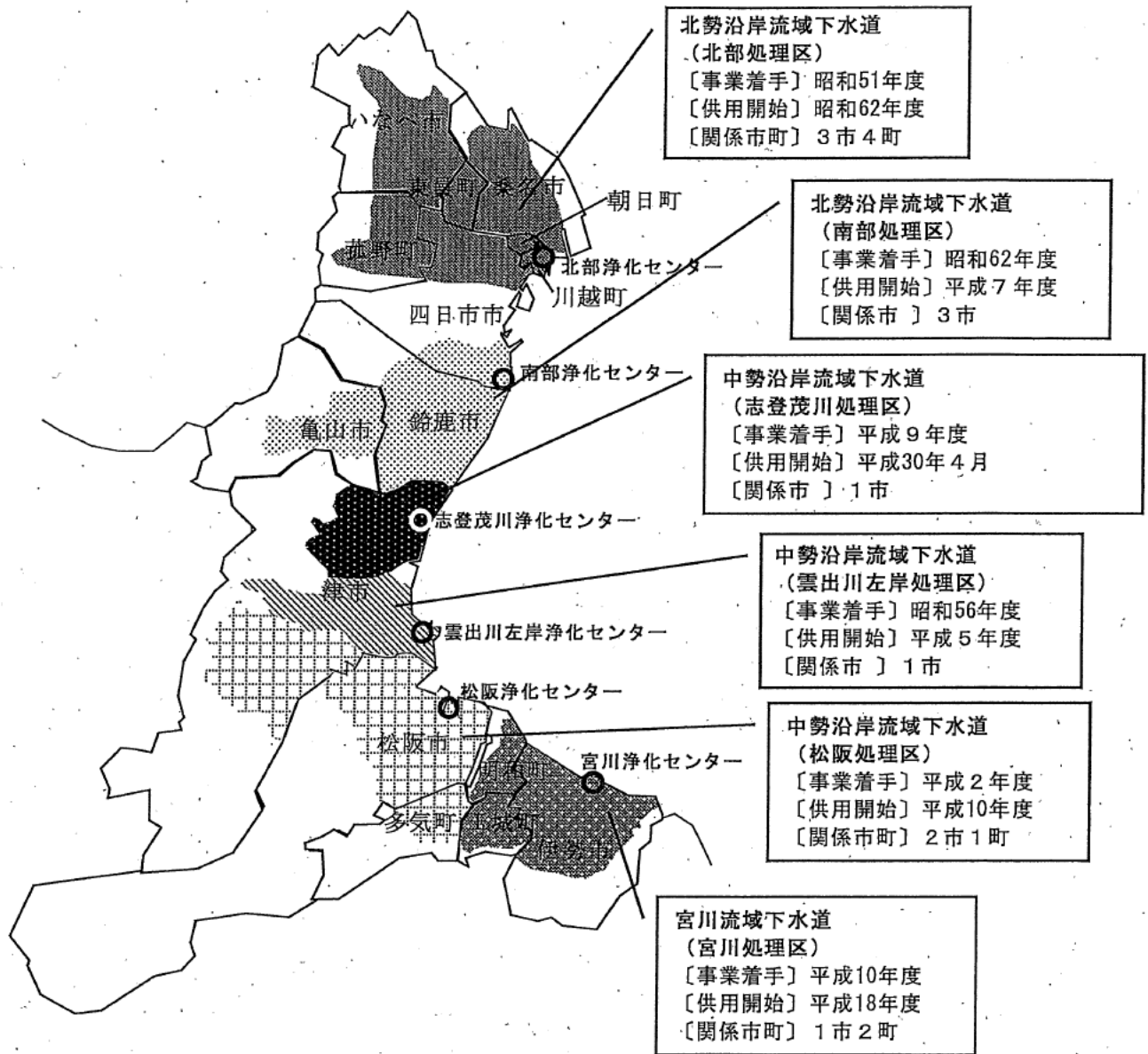
(2) 公営企業会計の適用に向けた手続き

- ・ 公営企業の設置条例、会計規則等の制定、改正
- ・ 流域下水道事業特別会計の打切り決算及び適用後の予算調製

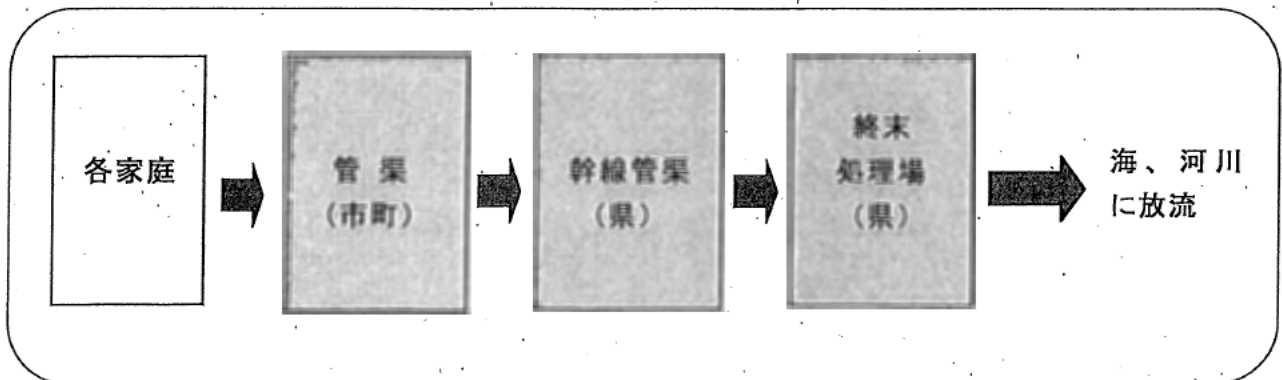
(3) 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定

- ・ 経営目標、成果指標、投資財政計画等の設定

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



建築開発行政

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。また、ブロック塀の安全点検の啓発や構造基準の周知なども行っています。

県では、円滑な建築行政を推進するため、次の市に権限移譲を行っています。

① 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

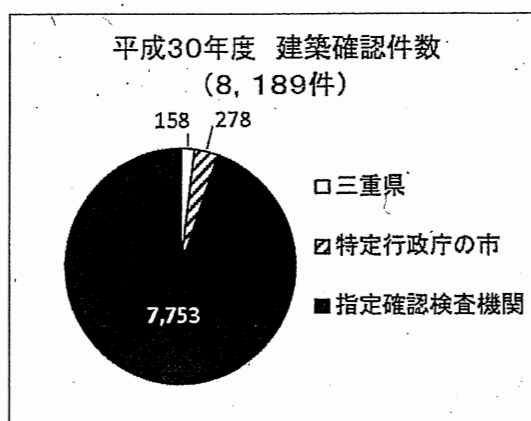
(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う)

② 建築確認件数

平成11年5月から、建築基準法が改正され、民間の指定確認検査機関も建築確認業務を実施できるようになりました。

その割合は、平成18年度に約半数を占めるようになり、平成30年度は約95%になっています。

適正な確認検査の実施のため、各特定行政庁、指定確認検査機関との会議を開催し、情報共有や審査の統一に向けた検討などを行っています。



(2) 三重県の開発行政の概要

適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、次の市に権限移譲を行っています。

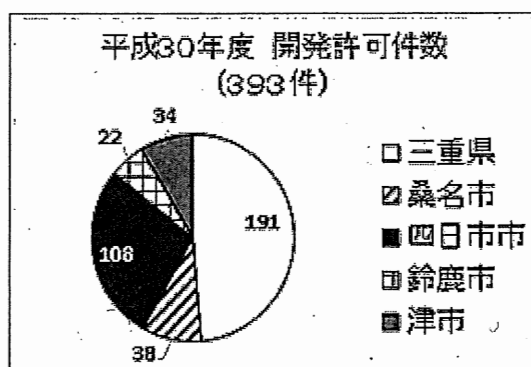
① 権限移譲の状況

権限移譲市	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市
-------	-----------------

② 開発許可件数

平成9年度に四日市市、平成11年度に津市、鈴鹿市、平成22年度に桑名市へ権限を移譲しました。権限を移譲するごとに県の許可件数は減少し、その割合は、平成30年度は約50%になっています。

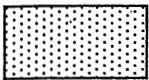
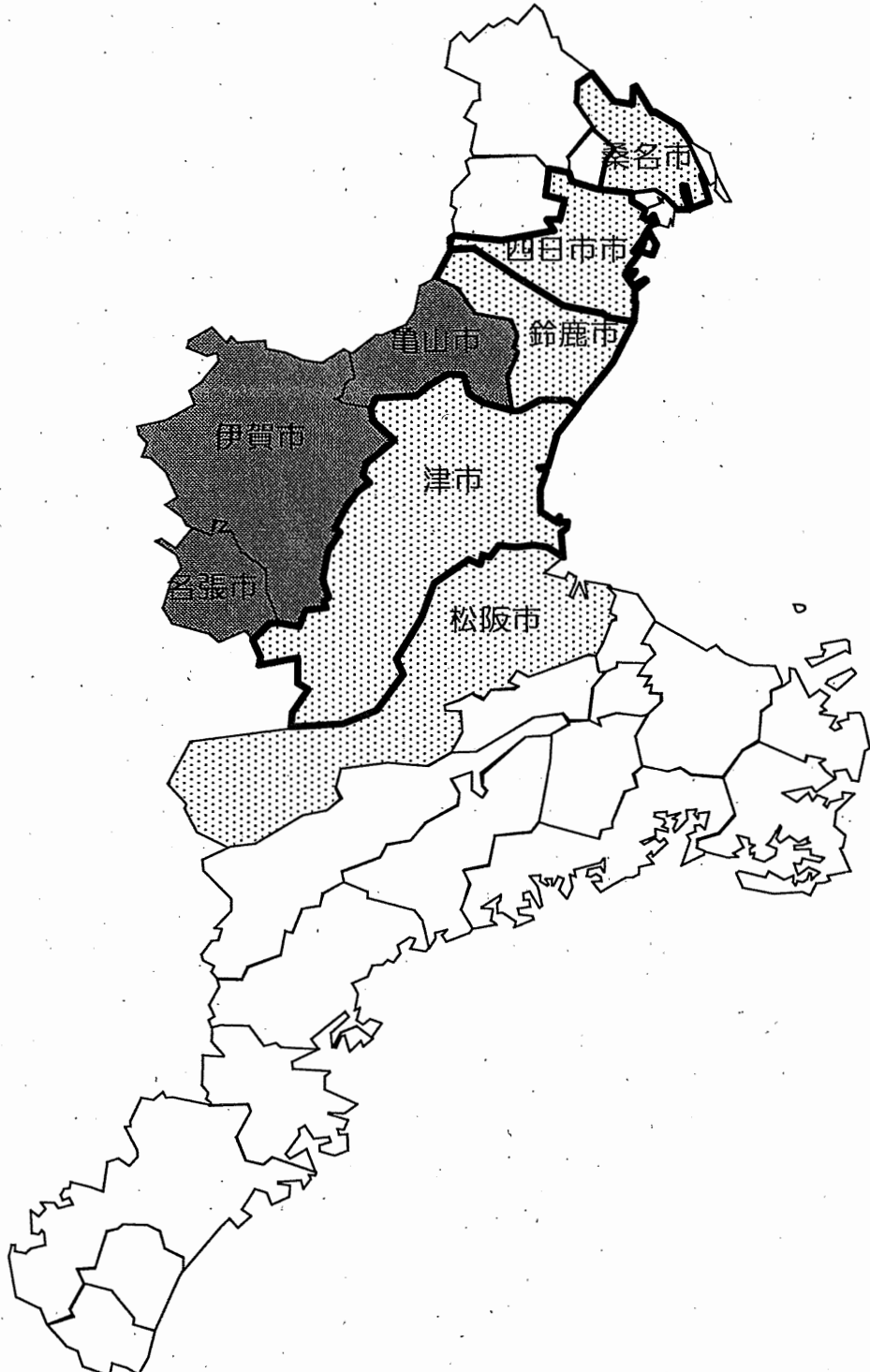
適正な許認可事務執行のため、開発5行政庁会議を開催して、情報共有や意見交換を行っています。



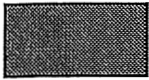
2 令和元年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組みます。

建築確認・開発許可を行っている市



建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）



建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市、亀山市）



開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を平成28年3月に改定し、令和2年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化

平成29年度末時点で約11.3万戸の住宅が耐震基準を満たしていないと推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」）や第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」）について、補助制度を創設するなど注力して取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、無料耐震診断や耐震改修等の補助事業を活用した支援を行います。

(2) 建築物の耐震化

大規模建築物については、全て耐震診断が完了しています。そのうち、災害時に避難所となる大規模建築物については、耐震改修補助制度の活用による耐震化を図ります。また、それ以外の大規模建築物については、耐震設計や改修の進捗管理をすることで、早期の耐震化を促します。

避難路沿道建築物については、建物所有者等に耐震診断の重要性等の説明を行うことで、さらに、耐震化に対する意識を高めます。

3 令和元年度の主な取組

(1) 住宅の耐震化

市町、建築関係団体と協力し行ってきた戸別訪問は、家主に面談できる可能性が高い休日、夜間の実施により診断申込に繋がりがよいことから今後も継続します。また、建築関係団体への戸別訪問の業務委託により成果を上げている市町もあることから、引き続き耐震化を効果的に進めるこれらの取組を拡げていきます。

国の改修補助額が従前よりも有利な総合支援メニューを活用した耐震化補助や耐震性のない木造住宅の空家除却補助を行う等、必要な市町支援を行います。

(2) 建築物の耐震化

避難所として活用される大規模建築物については、残り1棟の耐震改修工事が早期に完了するよう市とともに支援を行います。それ以外の大規模建築物についても、引き続き市町と協力の上、文書通知や面談等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。

避難路沿道建築物については、所有者等へ市町や建築関係団体と連携して訪問するなどし、耐震診断実施に向けた取組状況の把握や診断方法に関する情報提供を行い、早期の診断実施を働きかけます。

住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

①空き家対策

空き家等対策の推進に関する特別措置法により、市町には空き家等対策計画作成等が努力義務とされたため、県は市町に必要な支援を行っています。

②住宅セーフティネットへの取組

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が平成29年10月に一部改正施行されたことにより、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録推進に取り組んでいます。

(2) 取組方針

①空き家対策

空き家に関する連絡会議の開催などによる情報共有のほか、耐震性のない空き家住宅の除却事業や、県内への移住者が安心して安全に暮らせる住宅を確保するための空き家リノベーション事業を活用する市町に財政支援を行います。

②住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組めます。

(3) 令和元年度の主な取組

①空き家対策

- ・空き家等対策計画策定予定の市町に対する必要な助言や支援を行うとともに、策定期が未定の市町には早期策定を促します。
- ・空き家除却事業や空き家リノベーション事業を引き続き行います。

②住宅セーフティネットへの取組

- ・居住支援連絡会の事務局として、居住支援フォーラムや住宅相談会開催を支援します。
- ・セーフティネット住宅の登録を普及させるとともに、従前制度である三重県あんしん賃貸住宅として登録済の賃貸人や協力不動産店に対し、改めて新たなセーフティネット住宅に移行して登録いただくよう、働きかけを継続します。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

①管理状況

60 団地（280 棟、管理戸数 4,031 戸）中、入居可能戸数は 3,424 戸、そのうち入居中の戸数は 2,466 戸（入居率 72.0%）となっています（平成 31 年 4 月 1 日現在）。

②維持管理

- ・平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。
 - 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
 - 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
 - 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
 - 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- ※いずれも指定期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間
- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。
- ・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。

(2) 取組方針

- ・入居者の増加に向けた取組を進めます。
- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（平成 23 年度～令和 2 年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。

(3) 令和元年度の主な取組

①入居者の増加に向けた取組

これまで、入居者資格や連帯保証人の要件の緩和、住環境整備等に取り組んできましたが、引き続きこれらの効果を検証するとともに入居者ニーズを把握し、さらなる取組を検討していきます。

②維持管理

- ・引き続き、指定管理者による適切な維持管理を行います。
- ・長寿命化等の対策として 4 団地 4 棟（笹川第二団地、千里団地、一身田団地、オレンジハイツ御浜、各 1 棟）で外壁改修などの工事を、2 団地 3 棟（笹川第二団地 2 棟、千里団地 1 棟）で次年度以降施工予定の設計を行います。
- ・入居者が退去し空き住棟となった老朽化住宅の解体工事や次年度以降解体予定の設計を行います。

三重県 県営住宅位置図

(平成31年4月1日現在)

団地名	所在地	管理戸数
桑名市 森忠	森忠	23
川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)		79

団地名	所在地	管理戸数
鈴鹿市 高岡山社の郷	高岡台4丁目	135
十宮	十宮4丁目	25
桜島	桜島5丁目	200
亀山市 鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)		376

団地名	所在地	管理戸数
菟野町 大羽根	大羽根	10
川越町 豊田一色	豊田一色	34
四日市市 高見ヒルズ	市場町	60
あござ	赤水町	166
河原田	河原田町	72
高花平	高花平5丁目	24
笹川	笹川9丁目	366
笹川第2	笹川3丁目	88
泊山	泊村	6
四日市建設事務所管内 (9団地)		826

団地名	所在地	管理戸数
伊賀市 依那具	依那具	16
カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
荒木	荒木	113
清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
服部	服部町向上川原	56
木根	長田寺垣内	8
名張市 蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)		305

団地名	所在地	管理戸数
津市 千里	千里ヶ丘	474
サンシャイン千里	千里ヶ丘	97 (3)
白塚	白塚町白池	200
一身田	一身田町	388
江戸橋	江戸橋2丁目	108
島崎	島崎町	24
パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
神戸	神戸	88
船頭町	船頭町	60
半田	半田高松	26
結城	大字津興	120
野村	久居野村町	10
新町	久居新町	48
ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外敷) (14団地)		1701 (3)

団地名	所在地	管理戸数
松阪市 エスペラント末広	末広町2丁目	68 (2)
大黒田	五月町	48
粥田	田村町をこそ	88
五反田	五反田町2丁目	48
宝塚	宝塚町	24
上川	上川新田	44
上川第2	上川盛り立ち	34
和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内(特公賃は外敷) (8団地)		480 (2)

団地名	所在地	管理戸数
尾鷲市 泉	中井浦字泉	16
垣ノ内	南浦小川西町	6
古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)		38

団地名	所在地	管理戸数
伊勢市 城田	栗野町	31
辻久留	辻久留3丁目	20
清水谷	辻久留3丁目	16
旭	旭町	20
西豊浜	西豊浜町	24
五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)		135

団地名	所在地	管理戸数
鳥羽市 安楽島	安楽島町	8
堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内 (2団地)		14

団地名	所在地	管理戸数
熊野市 井戸	井戸町字乗須	16
井土	井戸町字井之上	16
有馬	有馬町	8
久生屋	久生屋字塔前	16
御浜町 オレンジハイツ御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内 (5団地)		82

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	3
エスペラント末広	松阪市末広町2丁目	2
特公賃計		5

	管理戸数合計	団地数合計
県営住宅	4026	60
特定公共賃貸住宅	5	
合計	4031	60